

不祥事根絶宣言

～一人一人の意識と職場の力で不祥事をなくそう～

私は、教育に携わる者としての使命と責任を深く自覚し、子どもたちの健やかな成長を支える立場として、不祥事を起こさない、同じ職場から不祥事を出さないよう、以下のことを遵守します。また、不祥事根絶の基本的事項を確認し、組織の一員として、「信頼される学校づくり」に取り組みます。

一. 「子どもたちの模範」として

自身の言動が子どもたちに多大な影響を与えることを常に意識し、わいせつ行為や体罰など、子どもたちの心身を深く傷つけ、重大な権利侵害となる不祥事を絶対に起こしません。

一. 服務規律の厳正な保持

公務員として法令を厳守し、勤務時間内外を問わず、常に襟を正して行動します。公金の不適切な取り扱いや飲酒運転などの不祥事を絶対に起こしません。

一. 風通しの良い職場づくり

仕事上のストレスや悩みを一人で抱え込むことが不祥事の芽となりうることから、普段から教職員同士の対話を心がけ、職場のセーフティネットとしての機能を高めることで、様々な課題に組織的に対応し、職場から不祥事を出しません。

(不祥事根絶の基本的事項)

- 不祥事は、「動機」「機会」「正当化」が揃う時に起きやすいこと。特に、教職員は、ネガティブな意味での「機会」が多く、児童生徒に対する思いが「正当化」につながりやすいこと。
- 児童生徒へのわいせつ行為等は、教職員という立場を利用して行う卑劣な犯罪であるとともに、社会に対する重大な背信行為であること。
- 体罰は、児童生徒の人格を傷つけ、人権を侵害する行為であること。
- 信頼関係があるから大丈夫、この程度のことは相手も許容するだろうなどという勝手な憶測をしないことが重要であること。
- 学校徴収金に関する文書は、管理職の確認を受けて校長名で発し、出納簿等を記帳するとともに、やむを得ず現金を一時的に保管する場合は、鍵の掛かる金庫に保管すること。
- 飲酒運転をすると、免職処分となること。
- 不祥事を起こした場合、懲戒処分の他にも、法律上の責任として刑事責任や民事責任が問われることがあること。
＜刑事上の責任の例＞
性的姿態等撮影罪…3年以下の拘禁刑または300万円以下の罰金
酒酔い運転…100万円以下の罰金、3年間の運転免許取り消し
- 重大な不祥事が発生した場合、当事者である教職員が負う責任とは別に、学校は児童生徒や保護者からの信頼を失い、同僚や家族も否応なく大きな影響を受けること。

以上のことを確認し、理解しました。

（署名） 令和 年 4月 日 ・ 職 氏名